

第1回 第7次上里町障害者計画策定委員会 次第

日 時：令和8年8月27日（木）

午前10時00分～

場 所：上里町役場 2階 202会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委 嘱

4 委員長及び副委員長の選出

5 委員の出席状況報告

6 議 題

（1）第7次上里町障害者計画の概要及び骨子案について【資料1】

（2）第7次上里町障害者計画アンケート調査結果（概要）について【資料2】

（3）今後のスケジュールについて【資料3】

7 そ の 他

8 閉 会

第7次上里町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	選出区分	所属等	氏名	備考
1	学識経験者	上里町民生委員・児童委員協議会 会長	田中 善夫	
2		上里町ボランティア連絡協議会 代表	植井 和子	
3	障害者団体関係者	本庄保健所管内精神障害者を守る会 本庄双葉会 副会長	小淵 八千代	
4		身体障害者相談員	小田島 崇	
5		知的障害者相談員	菅原 麻夕子	
6	社会福祉団体関係者	社会福祉法人 上里町社会福祉協議会 事務局長	間々田 明美	
7		社会福祉法人 梨花の里 障害者支援施設 梨花の里 総務課長	大滝 祥永	
8		社会福祉法人 つどい福祉会 障害福祉サービス事業所 施設長	角田 明弘	
9	行政関係者	埼玉県北部福祉事務所長	手塚 明正	
10		健康保険課長	亀田 真司	
11		教育指導課長	中原 裕	
12		町民福祉課長	須藤 秀	

上里町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、上里町障害者計画(以下「障害者計画」という。)を策定するため、上里町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画策定が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。